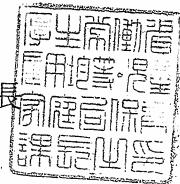


雇児保発0217第1号
平成22年2月17日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局保育課長



「保育所への入所の円滑化について」の一部改正について

標記の平成10年2月13日児保第3号厚生省児童家庭局保育課長通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成22年4月1日から適用することとしたので通知する。

「保育所への入所の円滑化について」(平成10年2月13日児保第3号) の一部改正新旧対照表

○保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日児保第3号) 厚生省児童家庭局保育課長通知

改 正 後	改 正 前
<p>標記について、本日別途厚生省児童家庭局長から通知されたところであるが、その取扱いについては、下記の事項に留意されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一 保育所への入所円滑化対策について <u>実施要綱に基づく定員を超えての保育の実施については、以下の通り行うものとする。</u></p> <p>(一) 実施要綱において定めるとおり、保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であり、定員を超えている状況が恒常に亘る場合には、定員の見直し等に積極的に取り組むこと。この場合の恒常に亘るとは、連続する過去の<u>2年度</u>間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率(当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。)が<u>120%</u>以上の状態をいうものであること。</p> <p><u>なお、定員の見直しにあたっては、平成21年度の一部改正により、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の保育単価表の定員区分の細分化を行い、定員変更への取り組みを阻害しないようとした趣旨を踏まえること。</u></p> <p>(二) <u>定員を超えて保育の実施を行う場合は、地域において年度途中における保育所入所の受入体制を整えること。</u></p> <p>(三) <u>保護者が産後休暇及び育児休業終了後に就業するに際し、休業開始前既に保育所に入所していた児童を当該保育所に入所させる場合には、例えば同一年度に再入所するような場合に徴収金関係書類の省略や申込書類等の簡素化を図るなど、利用者の負担軽減に資するよう申込手続をできる限り簡素化すること。</u></p>	<p>標記について、本日別途厚生省児童家庭局長から通知されたところであるが、その取扱いについては、下記の事項に留意されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一 保育所への入所円滑化対策について <u>市町村長が実施要綱に基づき定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数等については、以下の通りとする。ただし、実施要綱において定めるとおり、保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であり、定員を超えている状況が恒常に亘る場合には、定員の見直し等に積極的に取り組むこと。この場合の恒常に亘るとは、連続する過去の<u>3年度</u>間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率(当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。)が<u>120%</u>以上の状態をいうものであること。</u></p> <p>(一) <u>原則として、市町村において待機の状況がある場合に、当分の間、年度当初において定員を超えて保育の実施を行うことができるものである。ただし、こうした保育の実施を行うことのできる児童数は、概ね認可定員に<u>15%</u>を乗じて得た員数の範囲内とする。</u></p> <p>(二) <u>年度の途中において定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数は、原則として概ね認可定員に<u>25%</u>を乗じて得た員数の範囲内とする。</u></p> <p><u>ただし、保護者が産後休暇及び育児休業終了後に就業するに際し、ア 休業開始前既に保育所に入所していた児童を当該保育所に入所させる場合</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(四) 略</p> <p>二 私的契約児の入所について 略</p> <p>三 その他</p> <p>(一) 本制度の趣旨は、待機児童の状況に鑑み、保育所への入所の一層の円滑化を図ることを目的としており、例えば、意図的に、定員を減員して定員区分を変更しながら、本制度により定員を超えて児童を入所させるなどないようすること。</p> <p>(二) 前年度において本制度を適用し定員を超えて保育の実施を行い、当該年度においても保育ニーズがあるにもかかわらず、意図的に入所児童数を調整するなどないようすること。</p> <p>(三) 略</p>	<p>イ 新たに養育することとなった児童を休業開始前既に保育所に入所させていた児童と同一の保育所に入所させる場合には、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えて差し支えないこと。また、年度後半（10月以降）は、これらの場合に限らず、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えて差し支えないこと。</p> <p>なお、アの場合に当たっては、例えば同一年度に再入所するような場合に徴収金関係書類の省略や申込書類等の簡素化を図るなど、利用者の負担軽減に資するよう申込手続をできる限り簡素化するよう指導されたい。</p> <p>また、前年度に本制度を適用したことにより、年度の当初において定員を超えている場合は、まず定員の見直しに取り組むべきものであるが、見直しが困難である場合には、（一）にかかわらず、引き続き保育の実施を行うことができるものとすること。</p> <p>(三) 都道府県知事・指定都市市長・中核市市長は、該当施設について指導監査等を通じ児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）及びその他の関係通知に定める基準の遵守状況の把握に留意すること。</p> <p>二 私的契約児の入所について 私的契約児については、定員に空きがある場合に、既に入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させることは差し支えないものであること。</p> <p>三 その他</p> <p>(一) 本制度の趣旨は、待機児童の状況に鑑み、保育所への入所の一層の円滑化を図ることを目的としており、例えば、意図的に、定員を減員して定員区分を変更しながら、本制度により定員を超えて児童を入所させるなどないよう十分留意すること。</p> <p>(二) 都道府県知事は、該当施設から定員の見直しの届出があった場合には、あらかじめ、地域の保育需要の見通し等に関し、市町村長の意見を求めること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(四) 定員の見直しは、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」における一般分保育単価表の定員区分に見合って行われる必要はなく、また、地域事情の変化により定員を減員する場合においても、柔軟に対応するよう努められたいこと。</p>	<p>(三) 定員の見直しは、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」における一般分保育単価表の定員区分に見合って行われる必要はなく、また、<u>定員の増員後</u>、地域事情の変化により定員を減員する場合においても、柔軟に対応するよう努められたいこと。</p>
<p>(五) 略</p>	
<p>(六) 本通知は、平成22年4月1日から適用するものであるが、一(一)における定員を超えている状況が恒常的に亘る場合における定員の見直し等の取組は、平成23年4月1日から適用する。 ただし、平成22年4月1日時点の取扱いについては、なお従前の例による。</p>	<p>(四) 本制度の運用にあたり、実施要綱により難い場合等があるときは隨時当省に協議されたいこと。</p> <p>(五) 本通知は、平成11年4月1日から適用するものであるが、平成11年4月1日以降に入所する児童について、本年度中に入所を承諾する場合に、本通知に従い、定員を超えて保育の実施を行っても差し支えないものであること。</p>
<p>(削除)</p>	
	<p>(六) 昭和57年8月24日児福第22号「保育所への年度途中における入所について」及び平成4年3月5日児福第6号「育児休業に伴う保育所への年度の途中での円滑な受入れ等について」は、廃止する。</p>